

高知発達OT勉強会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、高知発達OT勉強会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は運営委員会の定めるところに置く。

(目 的)

第3条 本会は、小児・発達障害児・者に携わる作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、より深い小児・発達障害作業療法の理解に基づく臨床実践を図り、啓発普及を目指し、もって地域医療、福祉の向上を含めた対象児・者中心の療育に寄与することを目的とする。

また、高知県における特別支援教育への取り組みとして、作業療法士が医療と教育の連携、生活用具や、学習用具の工夫、対象児や対象児の家族またそれを取り巻く環境に対する密な連携等、具体的な取り組みを提示し対象児の応用的・社会的適応能力等の支援のために寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 小児・発達障害作業療法に関する学問・実践的講習会等の開催。
- (2) 小児・発達障害作業療法の調査研究。
- (3) 小児・発達障害作業療法の実践の場を中心とした普及指導。
- (4) 小児・発達障害作業療法の特に若手を中心とした教育の向上。
- (5) 小児・発達障害作業療法の社会的地位の向上。
- (6) 高知県作業療法士会・日本作業療法士協会をはじめとする関係団体との提携交流。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 会員は本会の目的に賛同するもので、次の3種類がある。

- (1) 正会員 社団法人日本作業療法士協会の正会員であり、高知県内に勤務する者で、会における守秘義務の守れる者。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人、又は団体。
- (3) 名誉会員 小児・発達障害の研究、治療に関して功績顕著なもの、又は本会の目的遂行に貢献したもので、運営委員会の決議を経て推薦された個人。

(入 会)

第6条 会員になろうとする個人又は団体は、諸手続きを終了した者で、運営委員会の審査において的確と認められた者。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第7条 会員は別に定める所により、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納入する必要がない。

- 2 既納の会費その他の拠出金品は、返納しない。

(退 会)

第8条 会員は次に各号のいずれかに該当するときは退会したものと見なす。

- (1) 第5条第1項に規定する資格を失ったとき。
- (2) 死亡（団体にあつては解散したとき）。
- (3) その他、運営委員会にて相応しくないと判断されたとき。

第3章 役員その他の機関

(役員の種類及び員数)

第9条 本会は会長1名、運営委員3名以上7名以内、監事若干名とする。

(役員を選任)

第10条 会長、運営委員及び監事は正会員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務総括する。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会業務の執行及び新規会員の入会における審査を行なう。

3 監事は、会の運営状況を調べ、その結果を総会にて報告する。また、会が正しく運営されるよう助言を行なう。

4 会長は、運営委員会の承認を経て、副会長、事務局長、会計等、会の運営に必要と思われる役職を設置し、運営委員の中から選出し任命できる。各役職の権限は、会長の意向より設定され、運営委員会の承認により決定される。

5 会長は、必要に応じて会長より任命された各役職の運営委員が推薦した正会員に、その運営委員の担当する役職における職務の一部を委嘱することが出来る。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会に出席した構成員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。その場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

(顧問)

- 第14条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は運営委員会の決議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じて、総会及び運営委員会において意見を述べるものとする
 - 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする
 - 5 前項に定めるもののほか、顧問に関して必要な事項は総会の議決を経て会長が定める

(報酬)

- 第15条 役員は無給とする。

第4章 会 議

(種別)

第16条 会議は総会及び運営委員会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(総会機能)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定。
- (2) 事業計画及び収支予算の承認。
- (3) 役員を選出。
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

(運営委員会機能)

第19条 運営委員会は、この定款に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第20条 定期総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は、正会員の5分の1以上から請求があったときに開催する。ただし、民法59条第4号の規定に基づく総会の召集については、この限りではない。

(召集)

第21条 会議は会長が召集する。ただし、民法59条第4号の規定に基づく総会の召集についてはこの限りではない。

2 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面、またはそれに準ずる手段をもって、少なくとも開催の日の10日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に運営委員会を開

催する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 会長は、前条第2項又は第3項の規定に基づく請求があったときは、30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

- 第22条 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選出する。
2 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第23条 総会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
2 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 会議の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、この場合として、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。さらに可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による表決等)

- 第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
 - (2) 構成員の現在数。
 - (3) 会議に出席した正会員の数及び運営委員の氏名。
(書面表決者及び表決委任者を含む)。
 - (4) 議決事項。
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を得て、会長がこれを保存する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 資産から生ずる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その会計年度開始前に総会の議決を得る。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第29条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合、会長は運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出できる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得る。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規定の変更及び解散

(会則の変更)

第32条 この規則は、総会において出席した構成員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第33条 本会は、総会の議決により解散する、ただし総会において構成員の4分の3以上の同意がなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散するときの存する残余財産は、総会の議決により処分する。

第7章 雑 則

(委任)

第35条 会則の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則

1号 この規則は、平成20年4月1日より施行する。